

写

雇児総発 0731 第1号  
雇児保発 0731 第1号  
社援基発 0731 第1号  
障障発 0731 第2号  
老高発 0731 第1号  
老振発 0731 第2号  
平成24年7月31日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



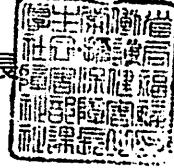
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長



厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



厚生労働省老健局高齢者支援課長



厚生労働省老健局振興課長



被災地における共生型福祉施設の設置について

東日本大震災への対応につきましては、高齢者、障害児者及び子どもへの福祉サービスの提供体制の確保等、多大なるご尽力に心より敬意を表します。

東日本大震災の被災地の復興に当たっては、福祉サービスの提供体制の再構築（社会福祉施設の再建を含む。）や地域コミュニティの再生・活性化が喫緊の課題であると承知しています。また、社会福祉施設再建の際には土地確保が課題として挙げられています。

これらの課題に対応するためには、高齢者、障害児者及び子どもがともに利用でき、身近な地域で必要な福祉・コミュニティのための機能をコンパクトに1つの場所で担う「共生型福祉施設」の設置を推進することが有効な方策と考えられます。

今般、「共生型福祉施設」を現行制度の活用により設置・運営する方法について、別添のとおり取りまとめましたので送付します。市町村や社会福祉施設関係事業者への情報提供や助言等、被災地の復興に向けた支援の一助としてご活用いただきますよう、お願い申し上げます。

#### （参考）「共生型福祉施設」の概要

##### 1. 機能（別添1ページ参照）

以下のような機能を、地域の実情に応じて組み合わせて持つことを想定しています。

- ・ 少子高齢化社会や共生社会のモデルとして、高齢者、障害児者及び子どもがともに利用でき、身近な場所で、通所、泊まり、子育て支援等を包括的に提供する施設（いわゆる「宅幼老所」を含む。）
- ・ 仮設住宅期後の新たなまちの高齢者等の相談、介護等のサポート拠点（地域支え合い体制づくり事業（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）による「仮設住宅に併設する介護等のサポート拠点」に代わる役割）
- ・ 高齢者、障害児者、子どもや地域住民が互いに交流できる拠点
- ・ 福祉避難所の役割

##### 2. 運営（別添2ページ～10ページ参照）

各種事業を組み合わせて運営。高齢者施設で障害者のサービスを提供する基準該当障害福祉サービスの提供や、地域支え合い体制づくり事業（被災地の高齢者等への総合相談や地域交流等）の活用ができます。

##### 3. 整備費（別添11ページ参照）

既存の国庫補助制度のほか、東日本大震災復興交付金（介護基盤復興まちづくり整備事業）の活用もできます。

※ 別途、被災地における共生型福祉施設の設置推進や質の向上を図る観点から、設置運営マニュアルを検討する予定であり、本年度中を目途に作成・送付する予定です。

【照会先】

	担当	連絡先
全体の事項	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課予算係	代表 03-5253-1111 (内2864)
児童関係施設	<p>【設備・運営基準等】</p> <p>○地域型保育・子育て支援モデル事業関係 雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室 計画係</p> <p>○保育所関係 雇用均等・児童家庭局保育課予算係</p> <p>【施設整備費助成制度】</p> <p>雇用均等・児童家庭局総務課調整係</p>	(内7793) (内7927) (内7830)
障害児者関係施設	<p>【設備・運営基準等】</p> <p>障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係 障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室障害児支援係</p> <p>【施設整備費助成制度】</p> <p>障害保健福祉部障害福祉課福祉財政係</p>	(内3091) (内3037) (内3035)
高齢者関係施設	<p>【設備・運営基準等】</p> <p>老健局振興課基準第二係</p> <p>【施設整備費助成制度】</p> <p>老健局高齢者支援課施設係</p>	(内3987) (内3928)

## 共生型福祉施設の機能

コンセプト	類型	福祉避難所（防災拠点スペース、備蓄倉庫） 1
「最近な場所で必要なサービス」	<p>「通所<sup>(※1)</sup>」+「泊まり<sup>(※2)</sup>」+「子育て支援<sup>(※3)</sup>」</p> <p>(※1) 小規模多機能型居宅介護(通い)、通所介護、障害福祉サービス            (※2) 小規模多機能型居宅介護(泊まり)、短期入所            (※3) 地域型保育・子育て支援モデル事業、保育所など</p>	
「生活支援の拠点（サポートセンター）」	<p>「総合相談」+「見守り支援」</p> <p>(※) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の地域支え合い体制づくり事業（被災県）</p> <p>「居宅サービス」</p>	
「地域コミュニティの再生」	<p>「高齢者・障害児者・子どもの共生サービスや地域交流」</p> <p>(※) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の地域支え合い体制づくり事業（被災県）</p>	

### 現行制度の活用イメージ（組み合わせ例）

- 共生型福祉施設は、基本的には、最近な場所で必要なサービスが受けられるコンパクトで多機能な施設を想定（パターン1）
  - 地域の実情により一定規模の施設も想定（パターン2）
- ※ 下記は例であり、地域の実情に応じ柔軟に各種サービスを組み合わせ

#### パターン1（小規模の例）

- ・ 小規模多機能型居宅介護（宿泊 高齢者、障害者） 9人以内  
                                   （通所 高齢者、障害者） 15人以内
- ※ 障害児・者は基準該当生活介護・基準該当短期入所
- ・ 地域型保育・子育て支援モデル事業 6～19人
- ・ 地域支え合い体制づくり事業（総合相談、地域交流等）

#### パターン2（一定規模の例）

- ・ 短期入所（高齢者、障害者） 10人 ※ 高齢者は基準該当短期入所生活介護  
                                   ※ 障害児・者は空床利用型短期入所
- ・ 通所介護（高齢者、障害者） 30人 ※ 障害児・者は基準該当生活介護等
- ・ 保育所30人
- ・ 地域支え合い体制づくり事業（総合相談、地域交流等）

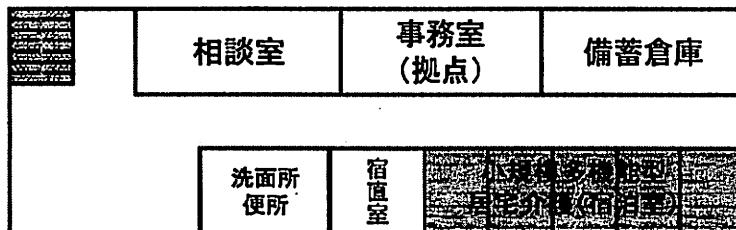
## (パターン1)

小規模多機能型居宅介護+地域型保育・子育て支援モデル事業の場合

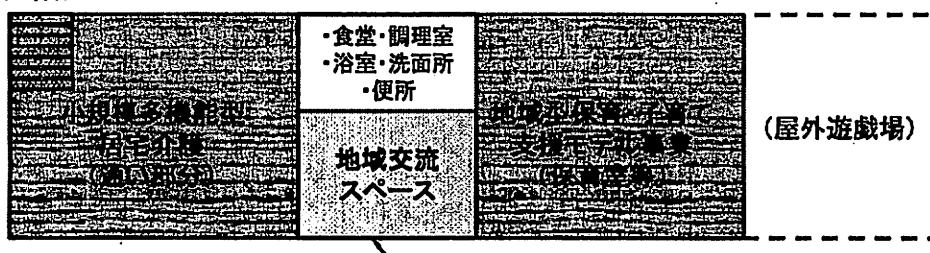
2階 小規模多機能(居室) 5人、事務室など

1階 小規模多機能(通所)15人、地域型保育・子育て支援モデル事業 6~19人

### (2階)



### (1階)



3

## (パターン2)

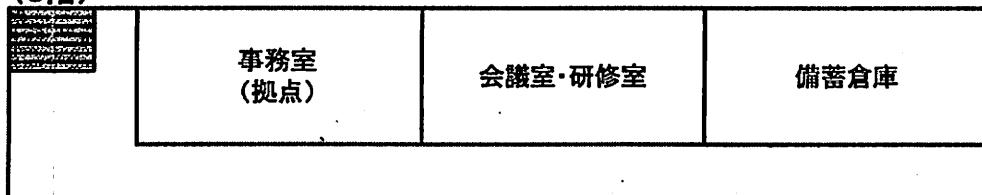
通所介護+短期入所+保育所の場合

3階 事務室など

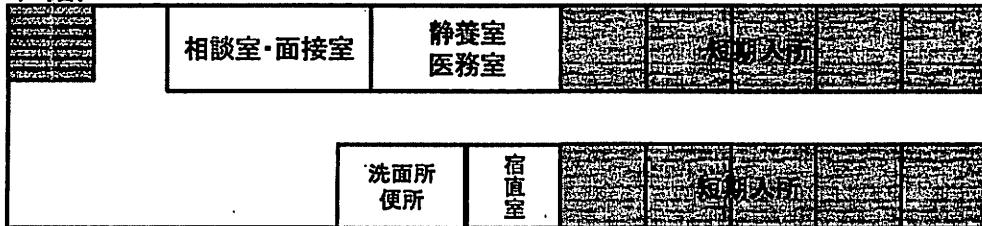
2階 短期入所(高齢者、障害者) 10人

1階 通所介護(高齢者、障害者) 30人、保育所30人

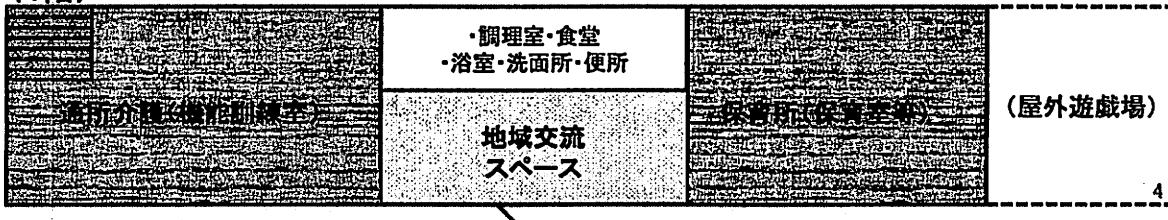
### (3階)



### (2階)



### (1階)



4

# 複数のサービスを行う場合の現行制度上の主な人員及び設備基準の取扱い

## 人員基準

- ① 管理者 兼務可
- ② 直接処遇職員(介護職員・保育士、看護職員、機能訓練指導員、生活相談員)  
各サービス毎の基準に即して配置。  
なお、障害者のサービス(基準該当生活介護・基準該当短期入所)は、高齢者の利用者とみなして高齢者のサービスの基準に定める必要な人員を配置することで足りる。  
※ 看護職員、機能訓練指導員については、常時配置する必要はないことから、複数のサービスに従事することが可能。
- ③ その他(医師・調理員・栄養士)  
基本的にはサービス区分に関わらず兼務可。

## 設備基準

- ① 食堂、静養室、調理室、事務室、洗面所、便所等 サービス区分に関係なく一体利用可。
- ② 保育室や居室等 一定面積以上の広さを有し、原則専用。
- ③ 消防設備
  - ・ 高齢者の短期入所は、スプリンクラーは275 m<sup>2</sup>以上、消防機関への通報装置、自動火災報知設備は全て必置。
  - ・ その他の通所系施設(小規模多機能型居宅介護、通所介護、保育所等)は、スプリンクラーは原則設置義務なし、消防機関への通報装置は500m<sup>2</sup>以上、自動火災報知設備300m<sup>2</sup>以上は必置。

5

## (パターン1) 小規模多機能型居宅介護+地域型保育・子育て支援モデル事業

※障害者は、高齢者の小規模多機能型居宅介護で基準該当サービスとして受け入れる場合

※地域型保育・子育て支援モデル事業を行う場合は、小規模な保育事業の実施を必須とし、

小規模放課後クラブ、子育て親子の交流・相談事業、一時預かり事業の中から2事業以上選択すること。

### 1 人員基準

管理	管理者(介)	兼務可
サービス(直接)	介護職員(介)	<ul style="list-style-type: none"><li>○日中 通所部分 利用者と職員で3対1 訪問部分 1人以上 ※1人は常勤 ※1人は看護職員</li><li>○夜間 泊まりと訪問対応で2人以上(1人は宿直で可)</li></ul>
	保育士(子)	原則2人以上(0歳児 3:1 1~2歳児 6:1 / 3歳児 20:1 4歳児以上 30:1)
サービス (その他)	介護支援専門員(介)	管理者と兼務可
	医師(子)	嘱託医(小規模多機能は協力医療機関要)
	調理員(子)	1名(委託の場合は不要)

## 2 設備基準

施設の種類	設備の有無		設置の要否	面積の要件
	設置	不設置		
小規模多機能型 居宅介護	食堂・居間	設置	機能を十分に発揮しうる適当な広さ。	
地域型保育・子育 て支援モデル事 業	宿泊室	設置	利用者1人あたり7.43m <sup>2</sup> 以上。	
	乳児室又はほいく 室	満2歳未満児を 受け入れる場合 は原則必要	乳児室:原則1人あたり1.65m <sup>2</sup> 以上 ほいく室:原則1人あたり3.3m <sup>2</sup> 以上	
	保育室又は遊戯 室	満2歳以上児を 受け入れる場合 は原則必要	保育室:原則1人あたり1.98m <sup>2</sup> 以上。	
	調理室	設置	要件なし	

7

## (パターン2) 通所介護+短期入所+保育所の場合

※高齢者の短期入所は、基準該当短期入所生活介護の場合

※障害者の短期入所は、空床利用型短期入所の場合（高齢者の基準該当短期入所生活介護の空床を利用）

※障害者の生活介護は、高齢者の通所介護で基準該当サービスとして受け入れる場合

### 1 人員基準

管理	管理者(通・短)	兼務可
サービス(直接)	介護職員(通)	利用者15人までは1、以降1人ごとに0.2 ※ 介護職員又は生活相談員のうち1人以上は常勤
	同上(短)	利用者:介護職員又は看護職員で3:1(1人以上常勤)
	機能訓練指導員(通・短)	1人以上(訓練を行う能力を有する看護職員と兼務可)
	生活相談員(通・短)	各々のサービス毎に各1人以上(専従)
	看護職員(通)	1人以上 ※ 専従だが提供時間を通じて配置する必要はないため他の職務に 従事可能
	保育士(保)	2人以上(0歳児 3:1 1~2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳児 以上 30:1)
サービス(その 他)	栄養士(短)	1人以上
	調理員(短・保)	保育所は定員40人以下1人、41人以上2人配置(委託可)
	医師(保)	嘱託医(短期入所は協力医療機関要)

8

## 2 設備基準

	設備	設置の要否	備考
通所介護及び短期入所	食堂・機能訓練室	設置(共用)	3m×利用定員以上の広さで、提供に支障がない広さ
	相談室・面接室	1室(共用)	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
	静養室	1室(共用)	要件なし
	事務室	適宜(共用)	要件なし
短期入所	居室	設置	1の居室の定員が4人以下。利用者1人あたり7.43m以上。日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に充分留意。
	浴室	1室(共用)	身体の不自由な者が使用するのに適したもの
	洗面所	1つ以上(共用)	
	便所	"	
保育所	調理室	設置	要件なし
	乳児室又はほくぐ室	満2歳未満児を受け入れる場合必要	乳児室:1人あたり1.65m以上 ほくぐ室:1人あたり3.3m以上
	保育室又は遊戯室	満2歳以上児を受け入れる場合必要	1人あたり1.98m以上。

9

## 運営費及び施設設置等に対する財政支援

### 1 運営費

- 介護保険サービス(小規模多機能型居宅介護・通所介護・短期入所等) → 介護報酬
- 障害福祉サービス(生活介護・短期入所等(基準該当含む)) → 自立支援給付  
障害児通所給付
- 地域型保育・子育て支援モデル事業 → 安心こども基金  
私立保育所 → 保育所運営費負担金
- その他(被災地の高齢者、障害児者、児童の総合相談や地域交流等に係る事業費)  
→ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業)

## **2 施設設置**

### **(1) 整備費補助**

- 小規模多機能型居宅介護 → 介護基盤緊急整備等臨時特例基金
  - 地域型保育・子育て支援モデル事業実施施設(公立)、私立保育所  
→ 安心こども基金
    - ※ 地域型保育・子育て支援モデル事業実施施設は、借上料も「地域型保育・子育て支援モデル事業」の補助対象。
    - ※ 復興計画などに基づき子育て関連施設を複合化・多機能化する場合は「保育所等の複合化・多機能化推進事業」の活用も可能。
  - 地域交流スペース・防災拠点スペース
    - ・ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(市町村提案事業)
    - ・ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金(介護基盤復興まちづくり整備事業)  
対象県:岩手県、宮城県、福島県 )
    - ・ 東日本大震災復興交付金
- ※ 障害福祉サービス事業所を整備する場合は、社会福祉施設整備費補助金の対象

### **(2) 設備補助**

- ・ 共生サービスを行う事業の設備整備は、地域介護・福祉空間整備交付金の対象。
- ・ 福島県における子どもの遊具は、安心こども基金の対象。

### **(3) 融資**

- ・ 社会福祉法人が設置主体の場合は、福祉医療機構の福祉貸付の対象

11

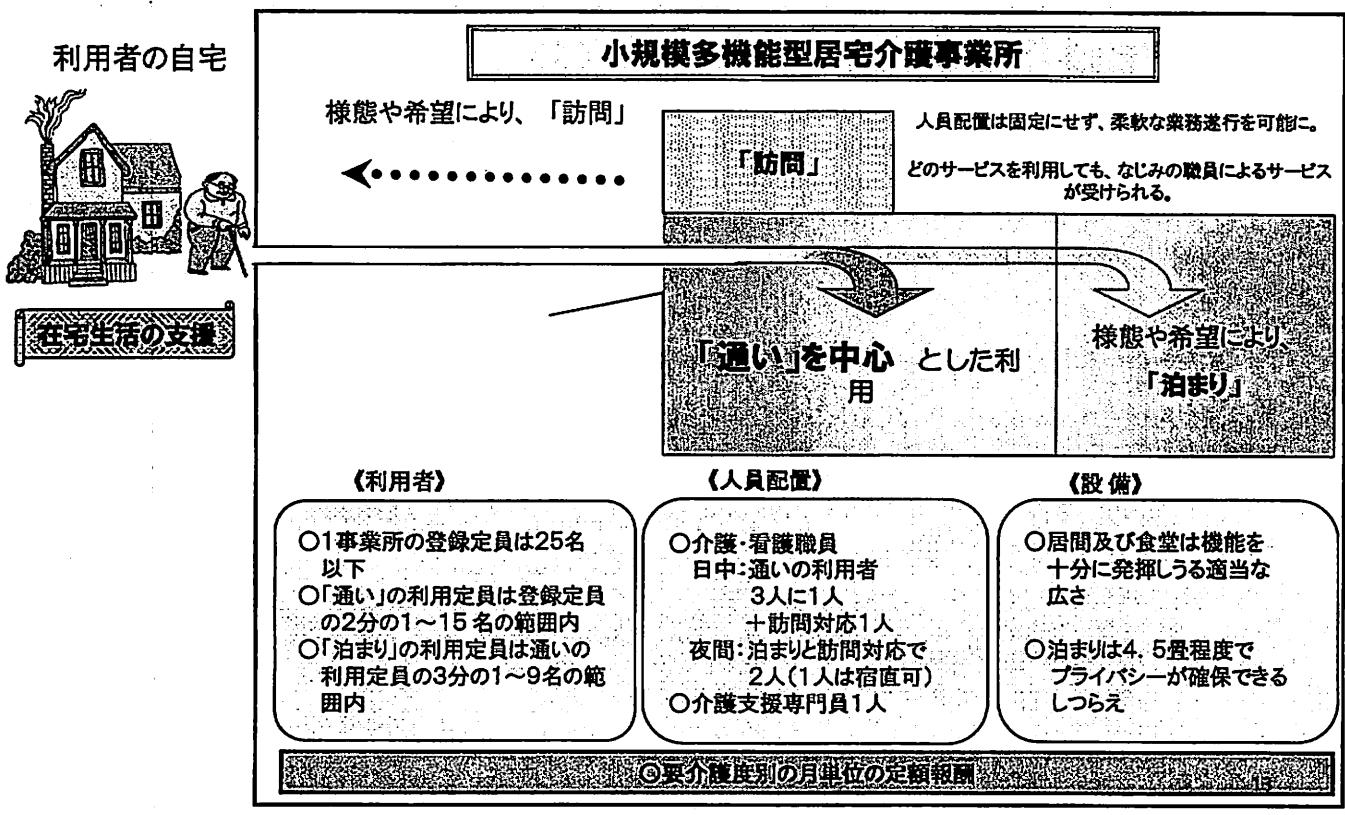
## **参 考 資 料**

- 小規模多機能型居宅介護の概要
- 基準該当短期入所生活介護
- 地域支え合い体制づくり事業
- 高齢者施設の整備費補助
- 障害者の基準該当生活介護、基準該当短期入所
- 地域型保育・子育て支援モデル事業の概要

12

# 小規模多機能型居宅介護の概要

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、隨時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された(平成18年4月創設)。



## 【介護保険】基準該当短期入所生活介護について

### 基準該当サービスとは

- 基準該当サービスとは、指定居宅サービスの要件(人員・設備・運営基準)の一部を満たしていない事業者のうち、厚生労働省令で定める一定の基準を満たすサービスをいう。
- 基準該当居宅サービスに係る介護報酬については、
  - ① 市町村が「必要があると認めるとき」に支給できるものとされ、
  - ② その額については、厚生労働大臣が定める介護報酬の額を基準として市町村が額を定めることとなっている。

### 指定短期入所生活介護と基準該当短期入所生活介護の比較（異なる部分のみ抜粋）

	指定短期入所生活介護	基準該当短期入所生活介護
従業者	医師	1人以上
	生活相談員	①常勤換算方法で利用者100人に1以上 ②1人は常勤（利用定員20人未満の併設事業所は除く）
	介護職員 又は 看護職員	①常勤換算方法で利用者3人に1以上 ②それぞれ1人は常勤（利用定員20人未満の併設事業所は除く）
	栄養士	1人以上（利用定員40名以下で他の施設の栄養士と連携可能な場合は不要）
利用定員等	(1) 20人以上（特別養護老人ホームの空床を利用する場合は20人未満に出来る）	利用定員は20人未満とする
	(2) 併設事業所は20人未満に出来る	
設備等	廊下幅は1.8メートル以上（中廊下の幅は2.7メートル以上）	車椅子での円滑な移動が可能な廊下幅
居室面積	1人当たり10.65m <sup>2</sup>	1人当たり7.43m <sup>2</sup>

※ 基準該当ショートは指定通所介護事業所又は社会福祉施設に併設しなければならない。 14

# 地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成23年度3次補正  
約90億円

被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、

- ① 次補正で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（相談・配食等の生活支援）の追加設置・運営費用
- ② 22年度1次補正で追加した「被災地域でNPO法人等による地域生活支援サービスの拠点の設置費用を支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の期間の延長及び積み増しを行う。」

## ○ 積増先：介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業※）

⇒ 現行、23年度限りの基金を1年間延長

※これまでの予算措置 22年度補正 200億円、23年度1次補正（被災者支援）70億円

## ○ 対象地域：特定被災地方公共団体を有する道県

## ○ 事業内容

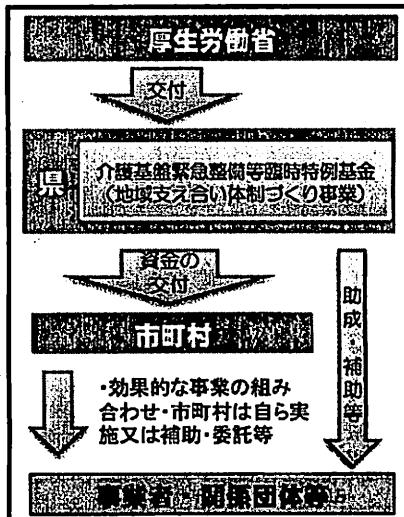
### ① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の設置・運営

- ・ 仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推進する。

### ② 地域生活支援体制づくり事業

- ・ 被災地が地域全体のまちづくりを進める中で、住み慣れた地域（日常生活圏）で必要な医療・介護サービス、生活支援サービス等を継続的・一体的に受けることのできる体制（地域包括ケア）の実現・再構築に資するため、地域の支え合いによる生活支援活動の立ち上げ、拠点づくり等を支援する。

＜参考＞事業実施までの流れ



## 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の概要

### (1) 概要

各都道府県に設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金により、地域の介護ニーズに対応するための特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型サービスの整備に対する支援等を実施する。  
(平成21～23年度までの支援 → 基金の実施期限を24年度まで1年延長)

### (2) 助成単価

#### ○ 介護基盤の緊急整備等特別対策事業

施設種別	助成単価	(参考)従来交付金単価
小規模特別養護老人ホーム(※)	200～400万円/整備床数	200万円/整備床数
小規模ケアハウス(※)	200～400万円/整備床数	200万円/整備床数
小規模老人保健施設(※)	2,500～5,000万円/施設数	2,500万円/施設数
認知症高齢者グループホーム(※)	1,500～3,000万円/施設数	1,500万円/施設数
小規模多機能型居宅介護事業所(※)	1,500～3,000万円/施設数	1,500万円/施設数
(新)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	500万円/施設数	—
(新)複合型サービス事業所	2,000万円/施設数	—

【※の施設は上記の範囲内で都道府県が設定】

#### ○ 既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業

施設種別	助成単価
特別養護老人ホーム及び老人保健施設	○スプリンクラー設備 ・1,000㎡以上の平面建て (1千円/㎡)
認知症高齢者グループホーム	・1,000㎡未満 (1千円/㎡)
既存老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)	○既存の設備如設備(※) 1,000円/1施設 ○既存施設へ追加する火災報知設備(※) 300千円/1施設
要護老人ホーム	○有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)
小規模多機能型居宅介護事業所	(※)については、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所のみ

#### ○ 認知症高齢者GH等防災改修等特別対策事業

施設種別	助成単価
認知症高齢者グループホーム等防災改修事業	—
小規模特養・老健・ケアハウス	13,000千円/施設数
認知症高齢者GH・小規模多機能型居宅介護事業所	6,500千円/施設数
既存の特養等のユニット化支援事業	—
「個室→ユニット化」改修	1,000千円/整備床数
「多床室→ユニット化」改修	2,000千円/整備床数

### (3) 助成の流れ



### (4) 事業規模 合計約3,323億円

(平成23年度第3次補正予算後)

・平成21年度第1次補正:約2,495億円  
・平成22年度第1次補正:約502億円  
・平成23年度第1次補正:約70億円  
・平成22年度予備費:約137億円  
・平成23年度第3次補正:約119億円

# 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の概要

平成24年度予算

【地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)】 44億円

【地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金)】 13億円

## 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(先進的事業整備計画分)

市町村(特別区を含む。)は、

- ① **市区町村全域を単位として、②毎年度、③市町村が関与して実施する都市型軽費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「先進的事業等整備計画」を策定することができる。**

※なお、政令指定都市分については、平成24年度より一括交付金化され、「地域自主戦略交付金」(内閣府所管)により対応。

### 【交付対象事業】

- **都市型軽費老人ホーム整備事業**: 要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な高齢者に対応するため、都市型軽費老人ホームを整備するために交付金を交付。
- **施設内保育施設整備事業**: 介護関連施設等において施設内保育施設を整備するために交付金を交付。
- **緊急ショートステイ整備事業**: 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。
- **市町村提案型事業**: 市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。
- **小規模な養護老人ホーム整備事業**: 低所得高齢者の住まい対策として、要介護度が低いものの、低所得で居宅での生活が困難な高齢者も住み慣れた地域で生活がつづけられるよう、小規模な養護老人ホームを整備するために交付金を交付。

### 算定方法

先進的事業整備計画記載の事業について、右の区分ごとの交付基準単価に基づいて算定した額を交付。

整備区分	単位	配分基礎単価
軽費老人ホーム整備事業	整備床数	1,500千円
施設内保育施設整備事業	施設数	10,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額
緊急ショートステイの整備事業	整備床数	1,000千円
市町村提案事業	施設数	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額
小規模な養護老人ホーム整備事業	整備床数	2,000千円

## 地域介護・福祉空間整備推進交付金

地域密着型サービス等の導入や先進的事業支援特例交付金による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる事業に必要な設備の整備等に要する経費

- ・定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業
- ・高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業
- ・「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のため、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業
- ・その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業
- ・都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業
- ・介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業
- ・訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業

整備区分	単位	配分基礎単価
● 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業	施設数	20,000千円
● 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業	施設数	3,000千円
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のため、地域における包括的なサービスを推進する事業	施設数	3,000千円
● 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	施設数	3,000千円
● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	施設数	3,000千円
● 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業	整備床数	300千円
● 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業	整備床数	150千円
● 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業	施設数	3,000千円

### 交付金の交付の流れ

#### ① 市町村整備計画を策定

- ・日常生活圏域を単位として、事業の面的な配置構想を基に「面的整備計画」を策定
- ・市区町村全域を単位として、都市型軽費老人ホームの整備等に係る「先進的事業等整備計画」を策定

#### ② 計画を国に提出(都道府県を経由)

- ③ 次の採択指標をもとに評価を行い、予算の範囲内で評価の高い順に計画を採択。

【客観的指標】 ……高齢者の将来増加率、団塊における施設整備の状況 等

【政策的指標】 ……既存の社会資源を活用しているか、元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したものであるか 等

#### ④ 配分基礎単価により、交付金を算定の上、各市町村へ交付。

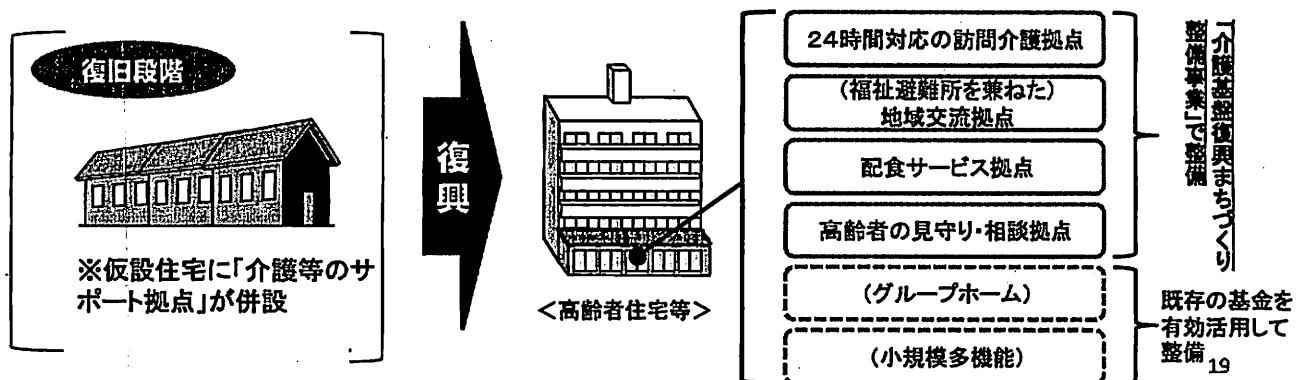
(注)交付に当たって、市区町村の制度的負担は求めない。

## 介護施設等の復興施策について

- 被災した介護施設等の「復旧」のみならず、新しい形で地域包括ケアの基盤を整備する「復興」施策として、  
23年度第3次補正予算において、「介護基盤復興まちづくり整備事業」(28.5億円)を計上。  
(※なお、復興庁所管の東日本大震災復興交付金においても同事業を計上。どちらを活用するかは自治体の判断に委ねられる。)
  - 当該事業は、少子高齢化社会のモデルとして、新しい形の地域の支え合いを基盤に、いつまでも安心して  
コミュニティで暮らしていくよう保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的、継続的に提供する  
「地域包括ケア」の体制を整備するため、被災地のニーズを踏まえ基盤整備を支援するもの。
- 各県に造成している「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」より支援(24年度までの支援)  
 ○ 対象地域：岩手県、宮城県、福島県  
 ○ 助成金額：1計画あたり 3,000万円

### 事業の実施イメージ (例)

<被災地の復興に当たり、高齢者住宅等の整備に併せて、以下の拠点を整備>



### 基準該当生活介護・基準該当短期入所の概要

概要		主な基準
生活 介護	介護保険法による指定通所介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するもの。	①従業者：基準該当生活介護を受ける利用者数を含めて当該指定通所介護の利用者数とした場合に、当該指定通所 介護事業所として必要とされる数以上 ②設備等：食堂及び機能訓練室の面積を上記合計数で除して得た面積が3m <sup>2</sup> 以上 ③その他：生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供するもの。	①従業者：基準該当生活介護及び特区により提供する自立訓練を受ける利用者数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護の通いサービスの利用者数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所として必要とされる数以上 ②設備等：居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること ③その他：指定小規模多機能型居宅介護の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護の登録者数と基準該当小規模多機能型居宅介護とみなされる通いサービス及び特区により提供する自立訓練とみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、25人以下(通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までの範囲内)
短期 入所	介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において短期入所が提供されていないこと等により短期入所を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを提供するもの。	①設備等：個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、概ね7.43m <sup>2</sup> 以上 ②その他：指定小規模多機能型居宅介護の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護の登録者数と基準該当小規模多機能型居宅介護とみなされる通いサービス及び特区により提供する自立訓練とみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、25人以下(宿泊サービスの利用定員は、登録定員の3分の1から9人までの範囲内)生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

# 「地域型保育・子育て支援モデル事業」の概要

## 【一般市町村モデル】（合併により市域が拡大した市町村などを想定）※150市町村程度

- 合併により市域が拡大した市町村などでの保育サービスの地域的な需給バランスを迅速に改善するため、既存施設（公営住宅・老人デイサービスセンター、障害児施設等）の活用により、小規模な保育事業（20名未満）を実施する。
  - その際、「地方版子ども・子育て会議」を設置するとともに、「交流・相談」や「小規模放課後児童クラブ（10人未満）」の機能も持たせることとし、住民の多様なニーズに対応しながら、それらの事業間で職員が相互に連携・協力することにより、小規模保育事業の円滑な実施を図る。
- （補助の例）
- ◆ 地方版子ども・子育て会議等費（会場借料、賃金職員雇い上げ費等）
  - ◆ 小規模保育（定員18名）、小規模放課後児童対策（10名未満）、交流・相談助言  
・常勤保育士・非常勤保育士・調理師・嘱託医手当・事業費（保育材料費、保健衛生費等）・賃借料

### <イメージ>

